

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案 要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

一 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

1 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないものとする。

(第二条の三第一項関係)

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならないものとする。

(第二条の三第二項関係)

二 非常災害時における連携及び協力の確保

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害

時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。こと。  
(第四条の二関係)

### 三 基本方針

環境大臣が定めなければならないこととされている基本方針において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を追加するものとする。こと。

(第五条の二第二項関係)

### 四 廃棄物処理計画

都道府県が定めなければならないこととされている廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を追加するものとする。こと。

(第五条の五第二項関係)

### 五 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

市町村は、非常災害が発生した場合にその災害により生ずる廃棄物の処理を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとする

るときは、都道府県知事に協議してその同意を得ることが出来るものとし、その同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとするときには、その設置に関する都道府県知事による技術上の基準についての確認を受けることを要しないものとする事。

(第九条の三の二関係)

#### 六 事業者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、平時の許可手続にかかわらず、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとする事。

(第九条の三の三関係)

#### 七 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例

産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には必要となる都道府県知事への事前の届出について、非常災害のために必要な応急措置として行う場合には、事後に届け出ることでも足りるものとする事。

(第十五条の二の五第二項関係)

#### 八 罰則

市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、届出により一般廃棄物処理施設を設置する場合において、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をし、若しくは都道府県知事が行う命令に違反したときは、当該者を六月以下の懲役又は五十万以下の罰金に処すものとする。

(第二十九条関係)

## 第二 災害対策基本法の一部改正

### 一 指定災害廃棄物の処理に関する指針の策定

環境大臣は、第八十六条の五第一項により災害の指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めるものとする。

(第八十六条の五第二項及び第三項関係)

### 二 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣は、一 の指定があつたときであつて、指定災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を第八十六条の五第四項に規定する廃棄物処理特例地域として指定した場合において、当該地域内の市町村の長から要請があり、当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して指定

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、一の処理に関する指針に基づき、当該市町村に代わって当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができるものとする。とするとし、所要の措置を講ずるものとする。

(第八十六条の五第九項から第十三項まで及び第百八条の四第一項関係)

### 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)